

令和2年3月2日

新型コロナウイルス感染拡大を防止するための取組みについて

静岡県自動車学校グループでは下記のとおり対策を講じ、拡大防止に努めます。

1. 3/15までの対策について

(1) 職員は感染症拡大防止対策について、つぎに掲げる教習事業部門行動規範を厳守する。

- ア. 職場、家庭にかかわらず外出から戻った場合は石鹸手洗い、うがいを励行するとともに、外出時は必ずマスクを着用する。
- イ. 同居者も含め不要不急の外出は自重する。
- ウ. 同居者も含め発熱、関節痛、強い倦怠感等、感染症発症時特有の症状が認められる場合は出勤を控え、症状が改善されない場合は最寄りの「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、指導を受ける。
- エ. 自宅での体温測定を励行し、出勤日は測定結果を職場の記録簿に記載する。
- オ. 同居者も含め体温測定を習慣化し、本人、同居者で37.5度以上の体温が計測された場合は直ちに職場に連絡し、責任者の指示に従うこと。
- カ. 乗車する場合はハンドル、駐車ブレーキ、その他車内で接触感染する可能性がある装置等については徹底した消毒を行う。
- キ. 技能教習で咳がひどい教習生を担当した場合は教習を中断し、責任者に報告、指示を仰ぐこと。(教習終了後も含め車内換気の徹底に努める。)
- ク. 学科教習を担当する場合も換気に努め、咳がひどい教習生がいる場合は教習を中断し、責任者に報告、指示を仰ぐこと。
- ケ. 送迎バスを担当する場合は、利用者が乗車前に体調の確認を行うとともに、車内の換気に努めること。(利用者が体調不良を訴えた場合は一旦停止し、学校に連絡し、指示を仰ぐこと。)

- (2) 高齢者講習及び認知機能検査は3/3(火)~3/15(日)の期間内、公安委の承認を前提に全校で受入れを停止する。
- (3) 上記期間内に職員が感染・発症した場合、当該所属は2週間休校する。但し、休校は理事長名で発令されるので、迅速な報告を心掛けるとともに、命令が下されるまでは所属の判断によって休校とすることがないよう留意する。尚、休校する場合の勤務の取扱いについては、学園本部総務室より、別途通知する。
- (4) 期間内に教習生が発症した場合は行政機関に報告し指示に従う。(初動対応として、職員の動揺を鎮め、関連情報の収集を優先する。)

2. 3/16～感染拡大が終息するまでの対策について

- (1) 職員は感染症拡大防止対策について、1-(1)で掲げた教習事業部門行動規範を厳守する。
- (2) 期間内に教習生が発症した場合は行政機関に報告し指示に従う。(初動対応として、職員の動揺を鎮め、関連情報の収集を優先する。)
- (3) その他、感染拡大に対し有効と認められる対策については、所属長の判断により実施する。
(初動対応として職員の動揺を鎮め、関連情報の収集を優先する。)

3. その他想定される状況への留意事項等

- (1) その他想定される状況への対応は以下のとおりとする。

	想定状況	対応等
1	職員が発症した。 (職員の家族が発症した)	ア.当該職員は2週間出勤停止とする。 イ.濃厚接触した職員を特定し、検査機関で陰性が確認されるまで出勤を停止する。(教習生は通学禁止とする。) ウ.教習生等には状況を連絡し、感染防止のための協力を要請する。(情報開示を徹底する) エ.公安委・指定協・生協等取引先に報告する。
2	通学教習生が発症した。	ア.自己申告・行政から通告なければ確認困難と判断されるため、職員等の憶測等による行動は慎むこと。 イ.1-イ～エと同じ。
3	合宿教習生が発症した。	ア.行政機関に報告し指示に従う。 イ.搬送する場合、車両は間仕切り、搬送担当者は防護服を着用する。 ウ.1-イ～エと同じ。
4	教習等中止を決定した。	災害時と同様な方法により各校で対応する。
5	施設・車両の消毒を行う。	行政機関に報告し指示に従う。
6	報道機関等への対応	ア.報道機関等からの取材については行政に確認したうえで、指示に基づき対応する。 イ.対応者は原則、役員と、所属長、及び管理者とする。
7	退校希望者の取扱い	ア.各種手続きを通常通り案内する。 イ.未実施の技能・学科・検定料・宿泊料(入学金)を返金する。 ウ.交通費は未実施の宿泊料(入学金)から充当する。

- (2) 上記以外の状況への対応は学園本部・総務室と協議し判断する。
- (3) 静岡県内の「帰国者・接触者相談センター」は別紙のとおり。

以上

別紙

静岡県内の「帰国者・接触者相談センター」

※厚生労働省HPより

名 称	管 轄	平日 8 時 30 分 ～17 時 15 分	土曜,日曜,祝日 を含む左記以外
賀茂保健所	下田市、東伊豆町、河津町、 南伊豆町、 <u>松崎町</u> 、西伊豆町	0558-24-2052	090-3309-6707
熱海保健所	熱海市、伊東市	0557-82-9125	”
東部保健所	<u>沼津市</u> 、三島市、裾野市、伊豆市、 伊豆の国市、函南町、清水町、 長泉町	090-7038-4727	”
御殿場保健所	御殿場市、小山町	0550-82-1224	”
富士保健所	富士市、富士宮市	0545-65-2156	”
中部保健所	島田市、焼津市、藤枝市、 牧之原市、吉田町、川根本町	054-625-7084	”
西部保健所	磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、 御前崎市、菊川市、森町	0538-37-2255	”
静岡市保健所	<u>静岡市</u>	054-249-2221	
浜松市保健所	<u>浜松市</u>	053-453-6118	

※下線は学園各所属所在の管轄